

社会保障法学の社会的責任

木下秀雄（大阪市立大学）

2009年10月20日に厚生労働省は、日本の2007年の相対的貧困率は15.7%、子どものそれは14.2%と発表した。この数字は、OECD30カ国の中で4番目に高いものとなっている。EUでは、所得の中央値の50%未満を貧困と見るOECDの基準より高い60%を貧困ラインとしていることを考えるならば、この数字の意味は重いと言わざるを得ない。同時に、児童の虐待死の報道は毎日のように行なわれているし、介護を行っていた家族員による要介護者殺人のニュースも後を絶たない。国民健康保険において資格証明書制度が多くに人の医療利用機会を奪っており生存権侵害ではないかとの指摘があることは周知のとおりである。この間、これが子どもの医療の機会を奪っているとして社会問題化し、中学生以下にのみ資格証明書ではなく短期保険証を発行するという法改正が行なわれた。さらに新型インフルエンザの流行に直面し、発熱外来のみは資格証明書対象世帯でも全員保険証を発行されているのと同じ扱いにする、という事態さえ生まれている。

こうした現在日本社会が直面している深刻な事態に対して社会保障法学はどのような役割を果たすべきなのか。

法学は、ともすれば裁判例として表面化したもののみを議論の対象とする傾向がある。この場合、検討の対象が裁判所の認定事実のみに限定されることになりがちである。社会保障法の場合、その本来対象とすべき社会的事実を把握するためには、こうした狭い法学的アプローチにとどまってはならないことになる。裁判例の分析など法学固有の手法とあわせて、より広い視野が求められることになる。しかし、あるべき社会と生活の像を対置することが現実把握をより明確に行なう上で有効であるという側面もある。そうであるとすれば社会保障法学は、憲法の生存権理念によって現実を照射することによって、かえって日本社会の克服すべき現実をよりクリアーに把握することができることになる。換言すればそうした視角からの現実把握を行なう課題を社会保障法学は担っているといえよう。また、社会保障制度の法的分析と当事者の権利構造の明確化が、当事者自身が社会保障制度の適用・運用・形成に権利の担い手として主体的に参加する道を解明することになる。こうした作業は、日本社会が直面する生活問題に対して社会保障制度が実質的に機能するようにする上で大いに役立つことになる。社会保障制度が、現実に日本の貧困に対応して機能しているのかどうかは、具体的な当事者の権利の道筋を解明することでこそ事態に沿った形で明らかになるのである。これこそは社会保障法学の課題であろう。さらには、こうした視点からの分析は、社会保障制度を設計する際にも、「上からの制度設計」の視角を超えて、社会保障制度の理念と、それを具体的に当事者の権利実現の道筋まで具体的にアレンジすることを求めることになり、より有効な社会保障制度設計に資するものと考えられる。このことはいわゆる年金記録問題からも明らかであろう。年金特別便を出して当事者の「声」を聞くしかない年金のまともな実施状況を点検する方途はなかったのである。

要するに、リーマンショックの2008年末以来改めて問われるようになった日本の貧困と生活の危機に対して、社会保障法学が果たすべき役割は大きい、ということを確認したい。

こうした社会保障学の課題を考える際に特に、その考察の射程をこれまで以上に広げることが求められている。2005年から実施された自立支援法に対する訴訟は2008年に提起された。これが2010年2月7日に「障害者自立支援法廃止の確約と新法の制定」等の内容として、原告団・弁護団と国（厚生労働省）との合意によって基本的に終結した。これまで法的検討を行なう場合、法政策に対する法解釈の自己限定、法政策を論じる際におけるいわゆる財源論と行政担当者が示す選択肢以外の提起をする上での自己限定が暗黙のうちに存在したように思われる。もちろん法政策と法解釈の相互関係は厳密に取り扱われるべきであるし、財源の問題も、制度的整合性の問題も極めて重要である。しかし、これらの問題は抽象的に存在するのではなく、具体的な事実の分析と大胆な問題提起の結合の中で深めるべきものであって、行政担当者が提起する政策自体を相対化して他の選択肢や法的論理を提起することをためらう理由にはならない。

この激動の時期に、日本社会保障法学会として新しい講座を発刊することが決まった。余りにも変動が激しいこの時期に、講座を出すことにためらいを示すむきもあった。たしかに、こうした時期に現に起こっている事実を把握すること自体きわめて困難であり、さらにそこから課題を抽出し、展望を示すことはある意味冒険である。しかし逆に、こうした時期に学会として何も語らないという態度自体に対してもやはり社会的責任を問われることになるのは明らかである。そういう意味で、新講座発行は社会保障法学に対する社会的課題に応える一つの試みなのである。